デンカビッグスワンスタジアム及びスワンフィールド利用調整要領(令和6年)

1. 目的

デンカビッグスワンスタジアム(以下「スタジアム」)は大規模公的施設であり、新潟県民一人一人の財産です。

スタジアムは、日本海側最大級の総合スタジアムとして国際級のイベントを開催することができ、それにより地域経済へ大きな波及効果を発揮し、県民へ感動を与える効果を有することができる施設である一方、全国大会やその予選大会等の利用、また大会以外の一般の県民の方々にも広く利用できる機会を提供することで、新潟県のスポーツ文化を高めることが期待されています。

本規程はスタジアムの持つそれらの意義を最大限に発揮するため、大規模イベント等から県民の方々の利用まで適切かつ円滑に利用調整が図られることを目的とし指定管理者が定めるものです。

なお、利用調整に当たってはスポーツ公園南地区のハードオフエコスタジアム新潟とも連携を図り、スポーツ公園全体で円滑な利用が図れるよう配慮するものとします。

2. 利用調整対象

利用調整の対象とする大会やイベントは以下のとおりとし (1),(2),(3),(4),(5)の上位を優先します。

- (1) 大規模大会・イベント
 - ■サッカー、ラグビー、陸上競技等の国際大会及び全国大会
 - ■Jリーグ、天皇杯
 - ■相当数の入場者が確実に見込まれ、コンサート等地域経済に大きな効果が得られるイベント
- (2) 中規模大会・イベント

大会の規模が広域的でスタンド利用も見込める大会

- ■サッカー、ラグビー、陸上等の北信越等の大会
- ■サッカー、ラグビー、陸上等の新潟県大会
- (3) 小規模大会・イベント

大・中規模大会に属しない大会

- ■上越、中越、下越地域等の地区大会
- ■市町村単位の大会
- ■学校、企業等の団体による体育祭・マラソン大会 等
- (4) 大会以外の利用(芝生を使用しない利用に限ります)
 - ■競技団体による練習会
 - ■車展示会等のイベント

- (5) 上記(1)~(4) 以外の専用利用
 - ■サッカー等のアマチュアチームによる利用
 - ■スポーツ以外の文化的イベント等
 - ※公序良俗に反するもの、反社会的勢力と想定される個人、団体等による大会・イベントは受け付けません。
 - ※過去に開催実績のない大会・イベントは審査の上、大会規模を決定します。

3. 利用調整のながれ

(1) 専用利用優先順位(1)~(4)までの調整 以下の予定で公募及び内定を行います。

なお、ハードオフエコスタジアム新潟は、スタジアムに先行して大規模大会の利用 調整を行うことから、特に大規模大会については双方綿密に調整を図ることとします。

- ① 事前受付
 - ●公募期間 令和5年9月下旬~10月末
 - ●告知方法 デンカビッグスワンスタジアムホームページ等 関係競技団体へ案内を送付
 - ●必要書類 ・「大会・イベント等事前受付申請書」
 - ・大会等の概要が分かる計画書あるいは要綱等
- ② 日程調整
 - ●調整期間 令和5年11月~令和6年1月下旬
 - ●調整方法
 - ・前記2で定めた優先順位と上記計画書等を審査・勘案の上、利用調整を図り、 デンカビッグスワンスタジアム管理所長が利用調整(案)を決定します。 なお、同一の利用希望日に複数の同規模大会が重なった場合は、必要に応じ て関係団体とスタジアムが協議し調整します。
 - ・ 利用調整に当たっては芝生の利用制限等を考慮し適切な日程を確保します。
- ③ 最終調整及び内定
 - ●期日 令和6年1月下旬~令和6年2月中旬
 - ●調整方法 「利用調整会議」を開催し利用調整(案)を確認し内定します。
 - ●調整結果 令和6年2月中旬を目途に「内定通知書」を送付します。
- (2) 専用利用優先順位(5)の調整

利用調整で内定した日以外は、利用調整会議後にホームページ等で利用を公募します。この場合、スタジアムの通常営業状況を確認の上、使用目的及び内容を審査し決定します。

4. スワンフィールドの利用調整

「3. スタジアムの利用調整」に伴って行い、原則としてスタジアムと一体利用を最優先とします。スタジアムを使用しない場合の利用希望については使用希望に応じて使用目的及び内容を審査し決定します。

5. 正式申し込み及び本決定

利用予定日の30日前までに「有料公園施設使用許可申請書」を提出して下さい。 当該申請書の提出を正式申込みとし、「有料公園施設使用許可書」の交付をもって、 本決定とします。なお、許可書を交付した後であっても、下記禁止事項に該当する場合 は、使用の決定を無効とする場合があります。

(新潟県都市公園条例 第8条)

6. 禁止事項等

申請者は以下の点に注意し申請を行ってください。

(1) 権利譲渡の禁止

申請ならびに調整は、開催を希望する大会・イベントについて行うものであり、主催 団体の利用を確保するものではありません。申請を行った団体以外へのスタジアムの 利用権利の「譲渡・転貸」は認めません。

(2) 事前受付申請書等の内容と異なる利用の禁止

事前受付申請書等と実際の利用内容が大幅に異なる大会・イベントは認めません。

(3) キャンセル

利用日を含み2週間を切って「有料公園施設使用許可書」を交付した後は、 原則としてキャンセルは認めません。なお、荒天の場合はこの限りではありません

7. その他

(1) 予備日

予備日は大会の事情を考慮し、必要と認めた範囲内でスタジアム管理所長が許可します。

(2)権利の消失等

利用予定日の30日前までに「有料公園施設使用許可申請書」の提出がなされない場合はキャンセルとみなし、権利を無効とします。

(3) ネーミングライツスポンサーの使用

ネーミングライツスポンサーに付与されたスタジアム使用に関する権利行使に、可能な限り配慮するものとする。

(4) その他

この要領に定めのない事項は、スタジアム管理所長が決定します。